

横浜市ウェブサイトは、2019年3月26日に全面的にリニューアルしました。

表示されているページは2019年3月26日時点の旧ウェブサイトのアーカイブであり、情報が古い可能性があります。

最新の情報については、新しい横浜市ウェブサイト (<https://www.city.yokohama.lg.jp/>) のトップページまたはサイトマップからお探しください。



横浜市
都市整備局

Urban Development Bureau



トップメニュー



検索

都市整備局 >> 都市デザイン室 >> 審議会等 >> 横浜市都市美対策審議会 >> 第1回都市美対策審議会表彰広報部会

横浜市都市美対策審議会 部会

■第1回 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会議事録

議題	<p>第1部</p> <ol style="list-style-type: none">1. 部会の構成及び運営について<ol style="list-style-type: none">ア 部会長代理の氏名イ 会議の公開・非公開の決定2. 景観表彰制度の募集要項の内容及び選考方法について <p>第2部 地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会</p> <ol style="list-style-type: none">1. 座長の決定2. 今後のスケジュールについて3. 一次選考の実施方法について4. その他
日時	平成20年1月21日(月) 午前10時00分から午前11時50分まで

開催場所	関内駅前第二ビル 2階特別会議室
出席者 (敬称略)	<p>第1部</p> <p>都市美対策審議会表彰広報部会委員 金子修司(部会長)、齋藤裕美、並木直美、山崎洋子、山田裕子</p> <p>書記 立花誠(都市整備局都市づくり部長)、秋元康幸(都市整備局都市デザイン室長)</p> <p>第2部</p> <p>上記第1部出席者及び 地域まちづくり推進委員会表彰部会委員 高見沢実(部会長)、佐谷和江、竹谷泰生、並木直美(都市美対策審議会表彰広報部会委員兼任)、吉田洋子 八幡準(都市整備局地域まちづくり課長)</p>
欠席者 (敬称略)	<p>都市美対策審議会表彰広報部会委員 佐々木葉</p> <p>書記 国吉直行(都市整備局上席調査役)</p>
開催形態	公開(傍聴者0名)
決定事項	<p>第1部</p> <p>1. 部会の構成及び運営について ア 部会長代理の氏名 山崎委員を部会長代理に選出。 イ 会議の公開・非公開の決定 公開とする。</p>

	<p>2. 景観表彰制度の募集要項の内容及び選考方法について 案について部会長一任で修正することで承認。</p> <p>第2部 地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会</p> <p>1. 座長の決定 合同部会については交互にもちまわりとし、今回の座長は高見沢委員とする。</p> <p>2. 今後のスケジュールについて スケジュール案について了承。</p> <p>3. 一次選考の実施方法について 一部修正で承認。</p>
議事	<p>第1部</p> <p>1 部会の構成及び運営について ア 部会長代理の氏名 (金子委員) 審議会条例第8条第4項の規定により部会長の代理をあらかじめ指名いたします。山崎委員を指名します。</p> <p>イ 会議の公開・非公開の決定 (金子委員) 本日の会議は、「表彰制度の内容について」ですので、公開にしたい。 (委員全員) 異議なし。 (金子委員) 本日の会議は公開とします。</p> <p>2 景観表彰制度の募集要項の内容及び選考方法について (金子委員) 委員の中から疑問点質問はあるか。</p>

(金子委員)

資料3のなかで「対象」の「表彰は、応募対象に関する事業者、設計者又は施工者等に対して行う」としているが、以前と違い、大工の棟梁とか技術をもった人とか貢献した人を表彰対象とするということか。

(事務局)

はい。今までほとんどこの3者だけだった。場合によって第104回都市美対策審議会で議論した棟梁とか特に表彰したい人がでてきたらこの「等」の中で読み込みこんで特別に表彰したい。また運営者なども表彰したほうが良いという意見がでた場合には、事業者、設計者、施工者だけでなく少し幅広く表彰していく。表彰対象自体はこの「建築物」「工作物」「まちなみ」などの「もの」なのですが、表彰状を渡す相手としてそういう方も対象にしていきたいと考えている。

(並木委員)

資料3で「表彰対象案件について、各委員は講評を作成し、事務局から送付します。」というのは、委員が講評を書いて事務局に渡して、事務局が受賞される方に送付するということか。

(事務局)

審議会の場で議論していただいて、評価されたことを委員の方々に割振させていただいて、コメントをいただければそれを表彰者に送付したいと思います。

(並木委員)

そういうコメントを表彰者に送ることはよいことだと思う。いままではしていなかったことか。

(事務局)

していなかった。

(並木委員)

選考過程でこの作品はこういう所が優れていると評価された点を事務局がまとめて送ったらどうか?

(事務局)

事務局として作業し、議事録として内容をまとめさせていただいて、できれば各委員の名前で出した方が事務局の名前で出すより良いと思った。

(並木委員)

同じ一つの作品を見ても人によって良い面が違うことがあるので、私は委員全体のコメントがのっている方が嬉しいのではないかと思う。それからコメントを書くエネルギーをここで受賞される方だけに注ぐの

ではなく、受賞されなかった、惜しかった方にもコメントをしたい。私たちのする作業の配分を、対象を広げてこそ、このデザイン賞の賑わいに資するのではないか。

(山崎委員)

小説の方の賞でもたいがい審査員の講評が全員分のっている。それがとても良いことだと思っている。受賞した人もしなかった人もコメントが色々のっていた方がいいと思う。

(山田委員)

市民団体の顕彰の審査をするなかで何故落ちたのか教えて欲しいという声をよく聞く。また選から漏れた人にも何故落ちたか教えてもらえると応募された人にとって良いということをよく聞く。先々のことを考えると良いと思う。

(金子委員)

顕彰制度というときに講評という話だが、講評する時には総評があって、例えば全体で何人ぐらいの応募があって、傾向がどうだったみたいなものを書き、各審査員がどういうコメントを出したかというのを書くと思う。「各委員は講評を作成し」と書いてあるが、色々な委員の意見を表現できるようこの辺の表現を事務局に考えてもらいたい。

(事務局)

次点をどこまで広げるかとか整理しなければならない問題がありますので、整理させて欲しい。

(金子委員)

私は次点ということにこだわらない方が良いと思う。通常は100件応募があるのか？

(事務局)

通常は100件くらい。少し間を置いてるので少し多いと思う。100件全部というのはなかなか難しい。

(金子委員)

書類選考が終わって、一次選考の各委員が20件程度の候補をあげて、多分オーバーラップして20から30程度になると思う。その中でその委員が特にこれについてコメントしたいというのを、落ちたけれどもというときに書いてもらうとか。

(並木委員)

一つ一つ次点のものを書くのではなくて、委員がこれは落ちたけれど素晴らしいものだとかいうものを書きたい人が書けばよいと思う。

(金子委員)

審査は公開の場でやることになると一人一人の委員が責任をもって自分の考えを出すことになるので、その気持ちを市民なり、応募者なりに伝えられる方がいいと思う。何か特に主張したいというイメージでいかがか。

(事務局)

個人情報があるので審議の過程は非公開である方がいいと思う。コメント自体は委員の名前で出していただいた方がこうした審議がなされたということを公開するにあたって良いと思う。

(事務局)

20件程度の候補をあげていただく際、報告の様式を各委員のコメントをだしていただけるように考えていくたい。

(事務局)

委員の負担が増えすぎるのでバランスをとれた事務局の案をだしていくたい。

(斎藤委員)

応募要件の中で「概ね10年以内のもの」と入っている。しかし過去の第1回からの景観部門の受賞をみると資料6で30何件あるが、そのうち22件約3分の2が既存の歴史的建造物の活用、移設保存、再生、復元である。「歴史を生かした」ということが横浜らしい特徴なので。10年以内にというよりは本来資産価値の高い歴史的建造物があり、それに手を加えた上で、受賞している事例が過去の事例を見ると多い。「概ね10年以内のもの」と限定すると、10年という数字をあえていうことの不自然さを感じる。

(金子委員)

「築造後概ね10年以内」というこの言葉の表現に問題がある。

(斎藤委員)

過去の歴史的建造物を評価しているのか、その資産を活かして手を加えたりしているのが評価されているのか、どちらに価値があるのかといった時、昔から歴史的建造物はあるのだからそれ自体の価値の方が私は大きいと思う。それを放置しておくのではなく再生したり運営したり、まちづくり団体の人たちが活かしているところは評価する。歴史的建造物あってのことなので、あえて「築10年」というものを言わなくてもいいのではないか。ただその事業の再生プランを出したり、復元したりすることが10年以内の活動を評価します

よという意味だと思う。10年以内のものというのは過去の3分の2の事例は新築物件ではないので。こここの表現を工夫した方がいいのではないかと思う。

(事務局)

わかりました。表現は工夫します。

(斎藤委員)

改修とか活動も含めてですね。

(並木委員)

築造という言葉を「新築あるいは改修後」とするか。

(斎藤委員)

「まちなみ」とか「まちづくり」という両方ありますので、そのへんの言い方が難しい。

(並木委員)

その辺の意味も含めて「築造」という言葉を使用したと思う。

(金子委員)

「築造」という言葉からはそれらの意味を素直に理解できない。

(斎藤委員)

新しく造った物を評価するようにとらえられてしまう。

(金子委員)

この表現の仕方にについても事務局に再考願う。

(斎藤委員)

開港150周年にちなんだまちづくり手法というのも150年に一度ですから50年に一度くらい間隔で折角このタイミングなので150周年らしい賞もしくは特別賞をつくってもらいたい。歴史的建造物を守るのは大変で補助金だけで維持していくのに足りない。国の重要文化財に指定されたところは経済的に困っている。開港150周年の年にあたる受賞の時期なので、10年というよりは過去のものも含めて評価できるようにもっていきたい。横浜市としては評価できる顕彰の1つになりうるという可能性は高い。開港150周年にふさわしいような特別賞を設けて、それはそれで別に審査するというようなことはどうか。事務局の手間もあるが50年に1度くらいのタイミングしかないし。この辺は合同部会の時にも提案させていただきたいと思っている。だから10年と区切ってしまうと幅を狭めてしまう印象がある。

(山崎委員)

活動の方は10年という期間は関係ないのか？

(事務局)

活動は逆に3年以上の実績があることになっている。

(山崎委員)

景観というからには、はっきりと目に見えるものしか対象にしないのか。例えば山下公園の海底清掃を長いこと続けている人たちがいます。海底だから目には見えないのだが、一番の観光地の海だからきれいいかきれいでないかは大きな問題だ。今までの受賞の例を見ますと割合はっきり目に見えるもの。例えば川だと、川のプロムナードがきれいになっているとか、はっきりと目に見えるものでないと対象にしないのかそうでないのか。

(事務局)

景観部門としては「形」。地域まちづくり部門は「活動」と仕分けしている。

(山崎委員)

活動の方でとりあげられる可能性があるということか。

(事務局)

昨今、中間の「形」もあって「活動」もあるというのも出てきているので、それは合同部会の場で議論していくだけ。どちらで表彰するのか。また個人的アイディアだが両方の部門で何か決めておくなり。合同の部会でふりわけするとかどちらの部会で表彰したらいいかはまた議論してもらいたい。

(山崎委員)

活動の方を見てもまだ目に見えることの方が多い。

(斎藤委員)

山崎委員の意見に賛成。古い建物を活かして事業者や運営者が有効に活用しているところを評価するというのだが、この10年の大きな転換期。建築物とか物ばかりを評価する流れよりは、環境や運営の中身を評価する方向にきてる。市が顕彰しようというものであつたら、建築学会賞のようなものあげることよりは生き生きと輝いている、現在も生きている空間や建物や活動を評価する方が良いのではないか。

(斎藤委員)

市民の人たちがどれだけわかっているかということはもっとわかりやすく1行2行の中でおりこんであげないと一般市民にとっては難しい。山崎委員のように目に見えないものはどうするかという意見がある以上はそういうものを含められるような言葉を1個含めた方がよい。

(並木委員)

それはどちらの部門でふりわけて評価することがふさわしいかという場面で決めればよい。本当にどちらとも言えないというような場合は事務局が特別枠をつくろうと言っているので、斎藤さんが主張のようになっていると思う。

(事務局)

そのへんは後半の合同部会の方でどちらがよいかということを決める場がある。

(事務局)

あくまでも横浜・人・まち・デザイン賞としては1つです。両方を表彰することができるシステムになってい る。部門をどちらにするかということはまた議論させてください。

(斎藤委員)

どちらにするかというよりは新しい意見を言っている。その辺は組み入れて欲しい。建物とか、まちなみづくりではなくてそれ以外の目に見えない、例えば海をきれいにするとかいう活動に関しては、単にまちづくりの方で評価するのではなくて、目に見えないものを一生懸命地味なところで活動している人たちがいるから、そういうものをどう評価するのかという意見。そうだったら地域まちづくり部門に入れ込んじゃおうという話ではなく、新しい視点として目に見えないところをどう評価するかということ。

(山崎委員)

活動部門として景観としても見やすいものが入っているので、アマモの再生はまったく見えないが、大きな目で見れば景観。まちづくりに対しても大切なものの。それを応募者に対してもわかりやすくすれば良いと思 う。

(金子委員)

そこまで定着してくると逆にわかってくる。それが顕彰制度の一つの盲点となっている。論議の中ではこう いう話がでてきて、現実にこれをどうまとめるかはもう少し事務局にも検討して欲しい。

アマモだけでなく目に見えないけれど景観とか環境にプラスになっているものは沢山あると思う。そういう ものをどうするかは今後検討して欲しい。今議論したことを事務局で検討していただくことを宿題とする。

この案は審議会として文言の修正と今後の検討を加えるということで、承認でよい。事務局の修正は私が目を通します。

(他委員)

よろしくお願ひします。

審議内容まとめ

(事務局)

表彰については「応募対象に関する事業者、設計者または施工者等」とすることで幅をひろげさせていただく。審査員の講評、次点の講評は事務局で検討。「おおむね10年以内の築造」という表現はわかりやすく誤解のない表現に整理。開港150周年賞についてはどういう形をつくるかも含め、事務局で練らさせていただいて部会長と相談する。運営の話をどういう風にさせていただかは後半の方で議論もあるが、事務局の方で整理したい。

第2部 地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会

1 座長の決定

(事務局)

合同部会に関しまして座長は都市美対策審議会表彰広報部会長と地域まちづくり推進委員会表彰部会長が交互に持ち回りでおこなってもらいたい。今回は地域まちづくり推進委員会表彰部会長の高見沢委員にお願いしたい。

(委員全員)

異議なし。

2 今後のスケジュールについて

事務局より説明

3 一次選考の実施方法について

(高見沢委員)

資料3-1の白抜きの字になっている黒塗りのところの部分を審議願います。細かなところはそれぞれの部会で議論すると思うが、合同で議論すべき部分はどの部分か？講評の仕方はお互いには調整しないということでおよいか。

(事務局)

共有できるところは共有したいと思う。まず、事務局で話をさせていただいて両方でできるものがあればそ
うする。各部門の都合があればそれでやる。

(高見沢委員)

ここでは議論しないでよいのか。

(事務局)

はい。

(斎藤委員)

資料3は一般に公表する内容か。

(事務局)

これを基にして募集のリーフレットを作成する、ほぼこれと同じ内容の文言がのる。

(斎藤委員)

まちなみ景観部門と地域まちづくり部門との文章の書き方がまったく別の人気が書いたような印象がする。
対象のところで、まちなみ景観部門では「周辺の…」と書いてある。地域まちづくり部門では条例の抜書き
がはいっている。条例をいれなければいけない理由がわからない。選考基準は左のまちづくり景観部門で
は文章化されているが、地域まちづくり部門では公共性、積極性、創意工夫等断言しているので、表現方
法や文章の違いを統一した方が良い。

(高見沢委員)

わかりました。

(高見沢委員)

今の発言の趣旨ということで、折角同じ賞であるから違う選考基準の表現が並存するというようなことは避け
たいというご趣旨ですね。なるべく平仄を一致させることでよいか

(斎藤委員)

はい。

(高見沢委員)

応募部門を変更した案件とか、両方で応募のあった場合はどうしようとか。是非その辺をふまえて意見を欲しい。制度が変わっていますので従前どおりやろうとかいうわけではない。並木委員が両方兼ねておられるので一番おわかりであろうかと思う。

(並木委員)

横浜・人・まち・デザイン賞の特徴がまさにどっちにしたらいいかっていう市民活動が盛んな横浜らしさだと思う。自然環境や都市環境がひとつの街とは思えないほど色々な環境がそろっている横浜。色々な人が色々なことをやっている横浜のまさにこの醍醐味がこのグレイゾーンにあると思う。わけて審査した方がわかりやすいということでわけてきたと思う。本当にどちらにした方がいいのかなと今まで悩んできたのがいくつかあった。その辺の議論がやはり横浜のらしさを作っていく、その辺に意味があると思っているので。その辺のことを公表していく、市民にオープンにしていくことの方が大事。どちらかにわけなくてはならないというそういう考え方ではなくて、オーバーラップしているところが面白いというスタンスで私たちも望むべきじゃないかと思う。はっきりわける必要はない。

(斎藤委員)

まちなみ景観部門においては、先ほどの審議会意見をしたことは応募要件で「横浜市内に存する建築物又は工作物で、築造後10年以内のもの」とするとしていることに関して過去の表彰の受賞例を見ると歴史的建造物が多いので疑問を示した。また、来年の表彰式の年が開港150周年であることから開港150周年賞を設けたらどうかという意見を出した。なお景観に資するものでグレイゾーンにあるもの、目に見えない行為は最近の傾向となっている。これらを反映して対象とするためには対象とする表現をわかりやすく表記されると良い。

(吉田委員)

新しいまちをつくっていく都市の再生をする時代にきてる。新しいまちは身近の発想からでてくるという意見がある。結果をふりわけるのではなく、伸びていく方向をつくりだす賞をつくったらどうか。

(山崎委員)

先ほどの審議会でも話したが、目に見えない行為は一般にわかりづらい。まちなみ景観部門の方は選考基準を6項目文章化しているが、地域まちづくり部門の選考基準は簡潔すぎる。選考基準については書き方を工夫してほしい。

(山田委員)

地域まちづくり部門の応募要件を「おおむね3年以上の取組実績があること」としているが、そうした取組でなくても「市民でつくりあげた風景であること」という表現にしたらどうか。

(山崎委員)

かかわったNPOは表彰対象となりうるのか？

(事務局)

まちなみ景観部門では『応募対象に関する事業者、設計者又は施工者等』の「等」でみる。地域まちづくり部門では支援したNPOも表彰対象としている。

(吉田委員)

「等」ではさびしい。対象を『周囲の建築物や歴史的景観、自然環境、緑地等、地域の個性と魅力を創り出している「まちなみ」、「建築物」又は「工作物」』としているが建物の建て替えについても含めるようにしたらどうか。

(斎藤委員)

賞には親しみやすさが必要。景観やまちづくり活動に役に立ちたいと思う市民もいる。自分も頑張ればできると思わせるようにした方がよい。

(高見沢委員)

部会長に一任で募集等に関する事項はなおして欲しい。

(並木委員)

横浜・人・まち・デザイン賞というが、一般市民と知っている人で「デザイン」という言葉の認識に乖離がある。デザインの定義は広いが、一般市民は狭く認識している。デザインの本来の意味を市民に把握するようにしてもらいたい。募集要項に「デザイン」の定義を具体的に表現してもらいたい。

(竹谷委員)

横断歩道等を対象とする時、表彰対象は国でも良いのか。

(事務局)

国、県、公団は今まで対象にしてこなかった。横浜ベイブリッジは特別賞とした。

(竹谷委員)

市民が市長を表彰できないのか。

(山崎委員)

一般の人からは納得されないことだろう。設計者や施工者は表彰されるが、市は表彰されないということはどうか。

(事務局)

市が表彰対象となるものについて応募して差し止めることを考えている。

(金子委員)

応募してから応募対象としないことは悪い。募集要項に書いておいた方が良い。

(高見沢委員)

差し止めることよりも横浜・人・まち・デザイン賞の理念を伝えていったほうが良いと思う。

(高見沢委員)

次に両部門で応募があった案件の取扱いについて御議論いただきたい。

(並木委員)

まちなみ景観部門と地域まちづくり部門と両方を応募した例はないと思う。

(事務局)

違う人が同じ対象に両部門で応募してくることはあると思うが、同じ人が両部門で応募してくることはないとと思う。

(竹谷委員)

両方に効果があるものは得点をプラスにするというのはどうか。

(山崎委員)

つくっているのは国、活動はNPOというのもある。応募してきた時にアドバイスをするというのでどうか。

(高見沢委員)

両部門で応募があった案件の取扱いについてはリーフレットに書く必要があるだろうか？あえてこの場で議論することではないだろう。

(事務局)

リーフレットに書く予定はありません。

(事務局)

	<p>それではこの両部門で応募があった案件の取扱いについては次回の合同部会で扱いましょう。なお、リーフレットには書かないが選考委員については議事録に残すようにしたい。</p> <p>(竹谷委員) リーフレットの字を大きくして読みやすくして欲しい。</p> <p>(高見沢委員) 部会長一任で事務局による字句の修正で承認します。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none">・ 第1回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会資料(PDF 1.5MB)
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 本日の議事録については、各部会長が確認する。・ 次回の開催日時は未定。

[都市整備局](#) >> [都市デザイン室](#) >> [審議会等](#) >> [横浜市都市美対策審議会](#) >> [第1回都市美対策審議会表彰広報部会](#)

都市整備局企画部都市デザイン室
ご意見・お問合せ - tb-toshidesign@city.yokohama.jp - 電話: 045-671-2023 - FAX: 045-664-4539
- 2009年01月09日 作成 - 2010年07月28日 更新
©2010-2010 City of Yokohama. All rights reserved.